

平成 30 年 12 月に発生した鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案を検証する
鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」（第 2 回）の概要

鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 1 時から午後 3 時まで
2 場 所 鳥取県立図書館（鳥取市尚徳町 101）
3 出席者 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会
加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、徳岡洋子委員、
森田明美委員、渡邊大智委員
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

(1) 設備、職員配置、入浴支援の実施方法、各種マニュアルについて

<論点>

- a. 児童の入所施設の入浴設備（浴室、浴槽）のあり方
- b. 施設の現状、子ども達の状況に応じた職員体制等のあり方
- c. 児童のプライバシーに配慮した安全な入浴支援のあり方
- d. 重複障がい、行動障がい、発達障がい等、多様な状態像の児童に対応する施設のマニュアルのあり方

<主な意見>

- ・ 職員が浴室内で見守りしているとしても、安全又は迅速な連絡手段を確保する装置等を備えたほうがよい。
- ・ 入所児童の障がいの状況や自立目標に応じて、適切な入浴設備を検討し整備する必要がある。
- ・ 業務チェック体制、インシデント・アクシデントの共有が大事故を防ぐことにつながる。
- ・ マニュアル作成時の所属内周知方法等は、データベースの利用だけでなく、職員が確実に把握できる手続きを再検討してはどうか。
- ・ 判断力が弱い児童の場合は、プライバシーよりも安全を最優先とすることも必要ではないか。
- ・ マニュアルの作成方法として、総括的なマニュアルを作成し、個別事情を反映させたほうがよい。また、マニュアルに「原則として」という規定を入れるのであれば、例外を限定するとよい。

(2) 重複障がい、行動障がい、発達障がい等、多様な状態像の児童に対応する施設のマニュアルのあり方について

<論点>

- a. 医療情報の引継ぎのあり方
- b. 主治医との情報共有のあり方
- c. 学校との情報共有のあり方
- d. 保護者との情報共有のあり方

<主な意見>

- ・ 保護者から支援方法の希望がなくとも、必要な支援がなされる必要がある。
- ・ 保護者や教員に受診に同行してもらうことで、子どもの状況を共有することが大切と思う。